

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示 理容師試験及び美容師試験の実施
建設業者の登録まつ消
農地法に基く買収令書交付不能一覽表
河川敷の公用廃止
公有水面埋立免許
土地の公用廃止
建設業者の変更登録
種畜の廃用
- ◇ 敍任及び辞令 谷村清治外
- ◇ 正 誤 昭和二十八年十月九日鳥取県訓令第二十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

理容師、美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年

法律第四十九号）附則第三項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり施行する。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

一 日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和二十八年十二月七日（月）午前九時三十分から

場所 鳥取市二階町 鳥取保健所

2 実地試験

日時 昭和二十八年十二月十四日（月）午前九時三十分から

理容師実地試験場所 鳥取市西町 鳥取図書館講堂

美容師実地試験場所 鳥取市二階町 鳥取保健所

二 受験資格

理容師、美容師法第二十一条又は理容師法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第八十一号）による

改正前の第二条第二号若しくは第三条第二号の規定により都道府県知事が行った理容師若しくは理髪師又は美容師の試験の受験を申請した者

三 受験手続

- 1 履歴書
- 2 戸籍謄(抄)本(三箇月以内に作成したもの)
- 3 昭和二十五年七月以前に受験した者にあつては、学校教育法第四十七条の規定に該当することを証する書類及び試験の受験を申請したことを証する保健所長の証明書
- 4 実地試験を受験する者は、学科試験合格証明書(又は通知書)
- 5 鳥取県以外において理容師、美容師法第二十一条又は理容師法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十一号)による改正前の第二条第二号若

しくは第三条第二号の規定により受験を申請した者は、当該都道府県知事の受験を申請したことを証する書類

四 その他

- 6 写真(出願前六箇月以内に撮影した半身無台紙、名刺型のもので裏面に受験科目及び氏名を明記したもの)
 - 7 健康診断書(特に精神病、てんかん、伝染性疾病の有無を記載したもの。)
 - 8 受験手数料五百円(鳥取県収入証紙による)
- 1 願書には受験科目(理容又は美容)をどちらか一方のみ記入すること。
- 2 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので配達不能等のおこらないように、住所及び氏名を願書に明記すること。
- 3 実地試験は、学科試験合格者でなければ受けることができない。

別記様式

理容師 試験受験願書
美容師

本籍

住所(住所と通知書を受ける場所が異なる場合は通知を受ける場所を記入すること)

氏名 ふりがな

年 月 日 生

一 受験種別

右のとおり理容師(美容師)試験を受けたので理容師、美容師法附則第三項の規定により別紙関係書類及び手数料を添えて出願します。

昭和二十八年 月 日

鳥取県知事 氏

右氏

名

鳥取県告示第四六十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号

登録年月日

名 称

所 在 地

申請者氏名

登録まつ、消年月日

鳥取県知事登録(ろ)第三四号

昭、二六、九、一八

株式会社斉藤無線

米子市東町八五

斉藤 政一郎

昭二八、九、一七

第四四号

九、二七

北出建築株式会社

角盤町二丁目

北出 箕吉

九、二七

鳥取県告示第四百六十八号

左記の土地等の買収令書は交付ができないので農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五十条第三項の規定によりその内容を次のように公示する。
昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

一 土地等の所在及び対価等の表示

郡市町村大字字地番	土地		面積	対価	権利の種類		所有者の住所
	台帳	現況			種類	種類	
西伯郡宇田川村大字福岡字台平一、三〇一	山林	山林	一、四〇八	一、四〇八	反	所有土地以外	西伯郡淀江町淀江提島 正次
西伯郡宇田川村福岡字岩ヶ谷一、二九〇	"	"	九、七二七	九、七二七	三、四四三、〇〇	所有土地以外	西伯郡春日村古豊千田後豊次郎
米子市陰田町一、九二五	"	"	三、二〇三	二、〇〇〇	二、七二七、〇〇	所有土地以外	米子市内町後藤市右衛門
"	"	"	三、九一〇	一、五〇〇	二、〇三七、〇〇	所有土地以外	"

鳥取県告示第四百六十九号

河川法(明治二十九年法律第七十一号)の規定により次の河川敷の公用を廢止する。
昭和二十八年十月二十七日

"	一、九二六	原野	原野	〇、一一〇	〇、一一〇	五〇、〇〇	米子市陰田町四七角松 太郎
米子市東山町二二〇ノ二	山林	山林	〇、三〇〇	〇、三〇〇	一、四〇〇、〇〇	米子市西町四七一坂口晋一郎	
"	一二〇ノ三	"	"	〇、二二五	〇、二二五	一、一七〇、〇〇	"
"	一二〇ノ四	"	"	〇、二二六	〇、二二六	一、三四〇、〇〇	"
"	一二〇ノ五	"	"	〇、三〇〇	〇、三〇〇	一、四〇〇、〇〇	"
"	一二〇ノ六	"	"	〇、三〇〇	〇、三〇〇	一、四〇〇、〇〇	"
"	一二〇ノ七	"	"	〇、三二二	〇、三二二	一、五九〇、〇〇	"
"	一二〇ノ九	"	"	〇、〇一六	〇、〇一六	二四九、〇〇	"
合 計				一九、八〇七	一六、一三三	一八、四〇八、八〇	

- 二 対価の支払方法 供託する。
- 三 買収の期日 昭和二十八年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

八頭郡智頭町大字智頭字河原町一、六四六番地先から一七三九番地先迄一、八九六、八七坪
(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 埋立の場所 気高郡青谷町大字北河原字向田、神崎前、廻淵、下内台地先勝部川旧河川敷
- 二 埋立の面積 五、一七〇坪
- 三 埋立工事の竣功期限 昭和二十九年十月十日
- 四 埋立の目的 耕地造成
- 五 免許を受けた者 気高郡青谷町

鳥取県告示第四百七十二号

次の土地はその公用を廃止する。

登録番号 登録年月日

鳥取県知事登録 (ろ) 第一九六号 昭和二十七年十一月二十八日

商号又は名称 有限会社北川組

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

岩美郡浦富町大字浦富字上内池田六六九番地先から六六八番地先まで水路敷五十三坪三合三勺
(関係図面は土木部管理課に保存)

鳥取県告示第四百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年十月十五日変更登録した。

昭和二十八年十月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

主たる営業所々在 米子市角盤町四丁目七六

申請者氏名 新旧 小清水英雄 北川 徳明

鳥取県告示第四百七十五号

次の種畜は廃用された。
昭和二十八年十月二十七日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

山陰建設株式会社

吉山工務所

八頭郡那家町那家二五五

新旧 鳥取市今町二丁目七ノ三 岩美郡本庄村大字本庄二八九

新旧 八田 千代 中島 積太郎 岡田 重吉

敘任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 谷村 清治
願により本職を免する。
昭和二十八年十月十五日

鳥取県教育委員会

中村 登喜

証明書 番号 名前 種類 申請理由 飼養者住所氏名

昭二八 常富 黒毛 廃用 鳥取県日野郡米沢村
鳥二二四 和種 筒井 道治

常盤旭 常盤旭 二部村
白根 慶治

勝一 溝口町
羽田 進

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する。
二級に叙する
主事に補する
十一級特二七、三〇〇円を給する
八頭支所長代理を命ずる
昭和二十八年十月十六日

鳥取県教育委員会

正誤

昭和二十八年十月九日鳥取県訓令第二十六号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 十二 第八条 第七条

昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

甲 發

行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取者 鳥取縣鳥取市東町
所 縣 鳥取市東町
鳥取 縣 鳥取市東町
取 縣 鳥取市東町
鳥 縣 鳥取市東町
取 縣 鳥取市東町
鳥 縣 鳥取市東町
取 縣 鳥取市東町
鳥 縣 鳥取市東町
取 縣 鳥取市東町
鳥 縣 鳥取市東町
取 縣 鳥取市東町